

諮問第 4 4 2 号
環自野発第 1608121 号
平成 2 8 年 8 月 1 2 日

中央環境審議会
会長 浅野 直人 殿

環 境 大 臣
山 本 公 一

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置
について（諮問）

下記の理由により、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置について貴審議会の意見を求めます。

（諮問理由）

環境省が公表しているレッドリストでは、3,596 種が絶滅危惧種として掲載されており、我が国に分布する多くの種が絶滅の危機に瀕している。絶滅危惧種の保全をより一層促進するための制度のあり方を検討する必要がある。また、国際的に協力して保存を図るとされている絶滅危惧種については、流通管理のより一層の強化を図る必要がある。

さらに、平成 25 年 6 月に一部施行された絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 37 号）附則第 7 条において、「政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況等を勘案し、新法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種の選定及び選定後における生息地等の保護、保護増殖事業等の取組が、科学的知見を活用しつつ、一層積極的かつ計画的に促進されるようにするための制度並びに同条第四項に規定する国際希少野生動植物種の個体等の登録に係る制度の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と定められている。

このため、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置について、貴審議会の意見を求めるものである。